

平成19年7月2日(月)

於・三会堂ビル9階 石垣記念ホール

水産政策審議会

第32回資源管理分科会議事録

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成19年7月2日 午後1時00分

閉会 平成19年7月2日 午後2時16分

2. 出席した委員の氏名

委員 奥野 恒太郎 櫻本 和美 福島 哲男 三鬼 楠好 宮原 邦之  
山下 東子

特別委員 今村 博展 蟹 忠男 熊谷 拓治 中田 邦彦 本川 廣義 保  
田 綱男 吉岡 修一 來田 仁成

3. 水産庁側出席者

中前次長 竹谷漁政部長 山下資源管理部長 重増殖推進部長 坂井企画課長  
香川管理課長 二川指導監督室長 宮原沿岸沖合課長 成子遠洋課長 長尾研究指導課  
長 小田巻漁場資源課長

4. 諮問事項

諮問第126号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令  
について

諮問第127号 総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準について

諮問第128号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に  
基づく基本計画の検討等について

5. 議 事

別紙のとおり

6 . 議決の数

出席者全員賛成

7 . 答 申

別紙のとおり

---

目 次

1 . 開 会 .....	1
1 . 委員の出席状況 .....	1
1 . 配付資料の確認 .....	1
1 . 議 事	
( 諮問事項 )	
諮問第 126 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を 改正する省令について .....	2
諮問第 127 号 総トン数 20 トン以上の漁船に係る漁船の 設備基準について .....	12
諮問第 128 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の 規定に基づく基本計画の検討等について .....	16
( 報告事項 )	
第 1 種特定海洋性物資源の採捕数量について .....	21
第 5 種共同漁業権に基づく漁場管理について .....	22
( そ の 他 ) .....	23
1 . 閉 会 .....	26

---

## 開 会

香川管理課長 ただいまから第 32 回資源管理分科会を開催いたします。

---

### 委員の出席状況

香川管理課長 委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第 8 条第 1 項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。本日は委員 7 名中 6 名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立をいたしております。よろしく御審議お願いいたします。

---

### 配付資料の確認

香川管理課長 それでは座って、配付資料の確認をさせていただきます。

まず議事次第、次に資料の一覧、資料 1 は分科会委員の名簿、資料 2 は指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第 126 号）でございます。次は資料 2 - 1、平成 19 年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針という文書でございます。次に資料 3 といたしまして、総トン数 20 トン以上の漁船に係る漁船の設備基準について（諮問第 127 号）でございます。次は資料 3 - 1、労働居住環境向上のための漁船設備の改善措置についてという文書でございます。次に資料 3 - 2 といたしまして、漁船設備基準検討作業部会等の審議過程という文書でございます。資料 3 - 3 といたしまして、漁船の設備基準の改正のポイントという文書でございます。次に資料 4 は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第 128 号）でございます。次に資料 5、第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量という文書でございます。最後に参考資料 6 で、遊漁料の算定基準でございます。もし不足がございましたら、事務局にお申し出いただければと思います。

資料につきましては大丈夫でございますでしょうか。

それでは資料はOKということで、分科会長、よろしく願いいたします。

山下分科会長 皆さん、こんにちは。きょうも足元の悪い中、大勢お集まりくださいましてありがとうございます。

この資源管理分科会、きょうがこの期の最後となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

また、審議事項3点、それから報告事項が2点ございまして、資料も分厚いのでお察しのことかと思いますが、予定の時間いっぱいはいかかるのではないかと思います、御協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、着席して進行させていただきます。

---

## 議 事

( 諮問事項 )

諮問第 126 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

山下分科会長 それでは議事に入ります。

1つ目、諮問第 126 号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、説明をお願いいたします。

坂井企画課長 企画課長でございます。諮問第 126 号について説明をさせていただきたいと思います。

19水漁第1087号

平成19年7月2日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 赤城 徳彦

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第 126 号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条第5項及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内容につきましては、簡潔に説明をさせていただきます。説明のペーパーは、表紙の次以降に載っております。

まず改正の背景でございますが、御案内のように、ことしの8月1日に指定漁業の一斉更新を行うこととしております。この一斉更新の処理方針につきましては、昨年末資源管理分科会、また小委員会を設置いたしまして御議論いただきまして、本日資料2-1で改めてお配りをしておりますが、平成19年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針ということで、平成19年3月8日に決定をして公表させていただいております。

今回の改正は、この処理方針に盛り込まれた規制の見直しのうち、省令で手当てすべき事項、省令改正が必要な事項につきまして、所要の改正を行うものでございます。

2に、改正の概要がございます。大きく分けて11点ございますが、まず最初の漁業法第57条第1項及び第1号及び第2号に適合する者の基準を指定省令に規定すること。これは処理方針のほうをごらんいただきますと、大きく幾つかの項目に分かれております。2ページ、3ページをごらんいただきますと、資源管理のための漁獲努力量の抑制、また大きな2として、漁船漁業の構造改革に資するための諸規制の見直し。3ページにいきまして3番目に、漁業秩序の適正化と幾つかの項目に分かれております。

この中の漁業秩序の適正化ということで、指定漁業の許可を受ける場合の適格性要件の運用基準の厳格化といったことで、この見直しの内容を具体的に規定するものでございます。

次に でございますが、これは許可証の書換交付及び再交付を行うことが必要な場合について省令で定めておりますが、許可内容の変更の際にも、この書換交付及び再交付が必要である点について、省令で改めて明確に規定をするものでございます。

次に の、いか釣り漁業に係る漁獲物等の陸揚港規制を廃止することでございます。これは先ほどの処理方針をごらんいただきまして、2の(1)漁獲物の陸揚港の制限の撤廃と、いか釣り漁業について撤廃を行う旨が処理方針に盛り込まれております。これを省令改正において実現をするものでございます。

次に でございますが、行政処分として衛星船位測定送信機による位置報告を義務づけ

ること。こちらは先ほどの指定漁業の許可の適格性要件の運用基準の厳格化を定めましたが、その一連の漁業秩序の適正化の一環としまして、具体的には一斉更新の処理方針では、4ページの(3)でございますが、違反常習船に対して衛星船位測定送信機の搭載を義務化するといった点を、省令で定めるものでございます。

につきましても同じく、漁業秩序の適正化を促進する観点から、操業日誌の記載を義務づける指定漁業の範囲を拡大する点について定めております。

また、説明のほうの次のページでございますが、は遠洋かつお・まぐろ、近海かつお・まぐろ漁業における漁獲物等の洋上転載の許可制を設けるということで、一斉更新の処理方針でいきますと、漁船漁業の構造改革に資するための諸規制の見直しということで、2の(2)漁獲物等の転載規制の緩和といったことで盛り込まれたものを、省令で規定するものでございます。

以下、が近海かつお・まぐろ漁業の操業区域の見直し、が日本海べにずわい漁業に係る個別漁獲量制限の設定、が遠洋かつお・まぐろ漁業に係る小型魚制限等の変更、がいか釣り漁業に係る操業期間の制限を一部廃止等の改正でございます。

これはいずれも個別漁業種類別に、一斉更新の処理方針に盛り込まれました改正事項を、省令上手当てをするものでございます。

説明は以上でございます。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。

三鬼委員。

三鬼委員 我々もこの前の一斉更新の小委員会においても、これは確認できておりませんけれども、厳格化ということについては、我々は今言われたことについて反対であります。

なぜならばといいますと、「許可又は起業の認可の適格性要件の運用基準の厳格化」につきましましては、一斉更新の小委員会において資源管理の強化、漁業秩序の適正化の観点から容認されたところでありまして、反対することではありません。

ただ、厳格化の具体的な措置については、検討はされていないはずであります。したがいまして、一斉更新を契機としてこのような具体的な措置を導入するというのであれば、一斉更新の小委員会において十分な議論を尽くす必要があると思っております。

それでもう一度一斉更新の小委員会を開催していただきたいと思っておりますが、い

かがでしょうか。

山下分科会長 ただいまのことにつきまして、お答えはいかがでしょうか。もう一度一斉更新の小委員会を開催してほしいという要望でございますね。

三鬼委員 具体的な中身については検討されていないはずです。

山下分科会長 検討していないということですね。どなたかお答えはありますか。

具体的に から の改正の概要の、どの点ということがありますか。

三鬼委員 それは水産庁でわかっているはずですから。

山下分科会長 では、お願いします。

坂井企画課長 御指摘の点でございますが、この「許可又は起業の認可の適格性要件の運用基準の厳格化」につきましては、御指摘のように一斉更新の処理方針を決める際に厳格化する旨決定をしております。

その内容につきましては、他の法令なり漁業許可に関する規制のバランスを見て、行政庁のほうで慎重な検討の結果、こういった形で盛り込んでおりますので、この点については今回の省令改正の内容を、8月1日ということで期限も切っておりますので、この内容でぜひ御理解をいただければと思います。

三鬼委員 いや、それはしかし、理解できませんね。というのは、小委員会においてはそういう中身についても検討することが本当じゃないんですか。

坂井企画課長 私どもの理解としては、小委員会の場でこういった方向性で厳格化をするということで御理解をいただいて、その後の規定につきまして、もちろんこういった形で本日御議論いただくわけですけれども、行政庁の方でこの内容は十分慎重に検討をしていくといった旨の、包括的な御意見の調整があったものというふうに理解をして、これまで検討してきたところでございます。

三鬼委員 これから出てくる問題ですが、点数制の積み上げということも出てくると思うんですが、そういうことは一言も我々は聞いておりませんので、それについてはこれからの国際競争力をつけるために、隻数をこれから拡大しようかという業界の思惑もあるので、そういうことには非常に不利になっていくということを申し上げたいと思います。

単独で操業を営んでいる人ならともかく、グループで行った場合にうかつなことをして、それが積み上がった場合には、それで取り消しという措置になろうかと思うんですが、それでその企業の息の根がとまるということについて、検討する機会が欲しいところですよ。一斉更新では一言もそれは触れていないはずですから。



坂井企画課長 従来からこのような点数制の積み上げといった形での、適格性の運用は行われておたわけでございます。今回これを厳格化するというので、この場合、「許可又は起業の認可」というのは、例えば漁業法令に違反する、漁業法令に遵守精神があるかどうかといった点は、あくまでも漁業者に着目して判断をするものです。

その結果、漁船ごとということではなくて、この法令の要請している点は、あくまでも漁業者として法令遵守の精神があるか否かといった点でございますので、したがって、判断基準自体は漁業者単位で見ていくといったことになるわけでございます。これは法令の求めるところがそういったふうになっているところでございます。

三鬼委員 それでは、今後もう一度開いて検討の場を与えると、皆さんの意見を聞いてみるという気持ちはありませんか。

坂井企画課長 先ほど申し上げましたように、一斉更新の処理方針において定められた方針に基づきまして、全体的なバランスを見て役所として検討を進めてまいりまして、また今御指摘の点につきましては、法令が求めるところは漁業者単位で見ていくということでございますので、そういったことを踏まえて検討した結果でございますので、これは時間的な関係もございまして、一斉更新の小委員会自体は既に終了しておりますので、改めて検討するというにはならないと考えております。

三鬼委員 厳格化の中身について、いかがなんでしょう。継続ということにはなりませんか。

山下分科会長 今お答えがあったとおりですが、お二方のやりとりになっておりますので、ちょっと間に入れていただきますと、資料2がございましてね。今、詳しい説明は企画課長からなかったんですが、後ろのほうに新旧対照表がございまして。改正案と現行の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の真ん中あたりのところですが、ここから新旧対照表が始まりまして、2ページは現行のところは全く白紙で（新設）となっております。

ここで第五条の二で、何々が4点以上であるという累積の点数を新たに設けると。その話について、三鬼委員がおっしゃっているのではないかと。ここですね、点とおっしゃっているのは。

この点について、一斉更新の小委員会の中では話がなかったと。厳格化するということまでは、一斉更新で話があったと。その具体的な措置というのが、今回審議いただく内容になっております。

一斉更新の小委員会におられた委員さんもいらっしゃるかと思うんですけども、櫻本委

員は一斉更新にいらっしゃったのではないかと思うんですが。

櫻本委員 事実関係だけを述べますと、確かに厳密化するということは合意したと思いますが、その内容については議論していなかったと思います。ですから、内容についてはどこかで議論する場所があってもいいのかなという気はいたしますが。

坂井企画課長 補足して説明をさせていただきます。

今、分科会長からお話がありましたように、新旧対照表の2ページで（新設）となっておりますが、これは従来長官通知として定めてきたものでございます。そういった意味では、行政庁の運用の範囲内で決定をしていくということで、長官通知ということで従来定めておりましたが、今後はこういった規定の透明性を高める観点から、できる限り省令なり告示といったことで規定をする必要があるということで、今回そういった国全体の方針を先取りする形で省令で定めることにしております。

したがって従来は、この審議会には諮る必要がなかった案件でございます。今回、省令になるということで、従来と取り扱いが違ってきたので、今回初めてこういった形で審議会にお諮りすることになるわけですが、あくまでもこの許認可の運用基準、適格性の基準につきましては、この方針を全体的に決定した上で、具体的事項については行政庁のほうで検討させていただいて、今回こういった形で省令として、手続としてお諮りするといった形になっている点について、ぜひ御理解をいただければと思います。

三鬼委員 理解できませんね。

山下分科会長 ということなんですけれども、ほかの方、何か御意見など、あるいは質問でも結構ですが、この件についてはいかがでしょうか。

三鬼委員 今、業界では、現在国際競争力強化という観点から、優良経営体に漁船を集約化して経営規模の拡大を目指しているところであることは、御承知のことだと思います。

しかし今回の措置は、複数隻数の経営体のリスクが単船の経営体のリスクに比べまして、著しく大きなものになっていると思います。業界が進める国際競争力の強化への取り組みを阻害するおそれがあるのではないかなと思うところではありますが、そういう観点からもいかがなものかと思いますが。

山下分科会長 今、強く反対の意見が出ていますけれども、ほかの団体の代表の方、あるいはほかの漁業に携わっておられる皆さんはどのようにお考えでしょうか。

いかがですか。

竹谷漁政部長 2点ほど補足させていただきます。まず1点は、今回厳格化という方向

づけは、一斉更新の小委員会でいただいたわけですが、先ほど企画課長からも申し上げましたように、今回省令に新たに加えました事項と同じような事項は、従来長官通達でやっていたわけですが、ただ、透明性の観点から省令という、もう少し国民にわかりやすい、明確なところに引き上げて書くという形を今回とると。

その際に当然、小委員会で厳格化という方向が出ていますから、ここに挙がっております点数について強化をしているというのが今回の改正案です。ですから省令にしたということと、点数について強化をしているという2点が違うわけで、ここに挙がっているところでございます。

他方、この点について三鬼委員がおっしゃった点は2つあるかと思えます。1つは実質的な理由で、今、国際競争力の強化の観点から、各複数持ちの遠洋かつお・まぐろ漁業なら遠洋かつお・まぐろ漁業の集約化を、業界としては促進している、あるいはまた行政庁としても、それが望ましい方向というふうに見ているのではないかと。そういう流れの中で、厳格化はいかがなものかということなんですね。

ただ、遠洋かつお・まぐろ漁業に限らず、今、遠洋漁業にしましても、あるいは沖合漁業にしましても、指定漁業全般につきまして、ルールをきちっと遵守して漁業をやっていたといたうのが極めて重要になってきておりまして、特に遠洋の場合は国際競争力ももちろん大事でございますから、この点は最重要な課題ですけど、国際資源が悪いわけですから、三鬼委員御案内のとおりでございますが、国際ルールを守って国際資源をきちっとやっていくといった取り組み、あるいは国際的ないろいろな労働のルールもきちっと守ってやっていくことが求められているんですね。

ですからそういう意味で、経営体としては国際競争力を当然強化していただきたいわけですが、ルールを守り、また資源を守るということも、あわせて強化する必要がある、またそういう取り組みをしっかりとやっていただく必要があるということです。

そういうものを反映した形で、一斉更新時の厳格化が実質的にあると思っておりますので、国際競争力ももちろん大事でございますが、同時にルール、コンプライアンスをきちっと守っていくということにも御留意いただくという意味で、ぜひこの原案を御理解いただきたいと思えます。

それからもう1点は、手続的な点がございまして。手続としては一斉更新小委員会、これは資源管理分科会の下部機関として、一斉更新の処理についての一定の事項について御審議をいただいたわけですが、

それは結局、資源管理分科会の中の仕事の一部を受け持つという形ですから、必ずしも小委員会ですべてを御議論いただくことじゃなくて、最終的には資源管理分科会で御議論いただければ、手続的には御議論の場があったと言うことができると思います。

そういう意味で今日、こういった形でお諮りをしているということですから、手続的な場としては、一応終結しておりますので小委員会を開くことは考えておりませんので、まずこの場で御議論をいただいたことをもって、手続的なものを進めてまいりたいと考えている次第でございます。

ですから実質論におきましても、コンプライアンスということから非常に重要であると考えますし、また手続的な面におきましても、この場での御議論をいただいて、委員の方々のお考えとして御理解いただければと思っている次第でございます。

山下分科会長 今、三鬼委員からの御意見に対して、竹谷部長から説明がありましたけれども、これで納得をしていただけるか、それとも納得をしていただけないとしたら、どの点についてであるか、もう一度教えていただけませんか。

三鬼委員 今あったように、国際規制を守らないということではないんです。こういう遠洋まぐる船の場合は特に厳しい今の時代に、場合によっては際どいこともあります。間違っただけでそういうことになっていった場合に、何隻かの船と一緒にいった場合は点数制であれば、仮に4隻がやられたらそれで終わりということになるわけですね。単船の場合であれば、その船に科せられるだけの点数ですから、そういううっかりしたことがあると、それでその企業は終わりだということになってくると。

そういうことであれば、どうして小委員会の場において、その中身においても出して検討ができなかったのかとされているところなんです。

山下分科会長 そうすると不都合というのは、何隻かで一緒に操業するときに生じるということですね。

三鬼委員 そういう危険性があるということです。

山下分科会長 今までは一緒に操業していなかったけれども、これからは操業するという話になっているんですか。

三鬼委員 あると思うんです。同じ海区に行って操業することもある。そういう際どいことがあった場合に、間違っただけでそういうことが仮にあったら、それでこの企業全体が終わりということではね。そういう内容にするのであれば、もっとその場ではっきりと出して、こういうことでやりますよということの検討があってもよかったんじゃないかと。この審

議会では、何のために一斉更新の今の審議をやってきたんだと。それじゃ不親切じゃないかと、後出しみたいな格好になるということは。どうしてそういう問題を出さなかったのかなと思っておるんですが。

山下分科会長 先ほど企画課長から話があったのは、これまでは文書にはなっていない長官通知ではあったけれども、透明性を高めるために文書化したという話だったんです。

そういう意味では、長官通知であった時代から皆さん、どういう基準で運用されているかということは御承知であったと。それを今回厳格化、プラス透明性ということで、このような文書になって出てきたという説明があったと思うんですけども、これについてはどうでしょうか。全くそういう経緯について合意しておられないというふうにおっしゃることになりますか。

今までも全く放置していたわけではなく、いろいろな場面で行政指導と言っていいのかどうか分からないのですが、そういうふうになっていたと。それでは透明性に欠けるということで、昨今の行政のやり方として成文化をしようということになっているのが、この間の経緯ではないかと思えますけれども。

竹谷漁政部長 いずれにしても、国際の漁業管理機関それぞれから資源管理を厳しく求められておりますし、また日本の漁業、特に遠洋かつお・まぐろ漁業についても、資源管理のルールをきちっと守ることについて、国際的な風も強くなっていると。これは別に日本だけじゃないんですけれども、ほかの国々に対してもそれぞれ強くなっていると。各国がきちっとそういうルールを守ったか、守らないかを厳格に運用することが求められている。そういう大きな流れがあって、それが今回の一斉更新における、こうしたことの厳格化ということですよ。

他方、厳格化されるということになれば、その要件の適用があいまいであるということであれば、不利益とのバランスにおいて非常に不適切でありますから、透明化を図る必要もあるということ、今回さらに省令に引き上げたということであるわけです。

先ほど三鬼委員から、誤ってうっかり一定の、例えば入ってはいけない水域に入ってしまったとか、そういううっかりしたケースがあり得るではないかということですが、結局、もし1つの違反行為があったときに、当然事情としては明らかに悪意に違反をしたのか、常習的に違反をしていたのか、それから悪さの程度が大きいのかということとは当然勘案されますし、逆に三鬼委員が御指摘のように、非常に海況が悪くてうっかり入ってしまったという情状酌量されるべき事情があれば、当然そういうこともきちっと加味して、この要

件に照らして判断をしていくことになります。

したがって今後の行政処分は、処分の結果が重ければ重いほど、運用も当然慎重でなければならぬので、故意であるとか、悪意であるとか、対応が重ければそれはしっかりと厳罰に処さなければなりませんし、他方において情状すべき、参酌すべき事情があるということであれば、そこはきちっと見ます。

御指摘のように、4隻の船団で霧に紛れてうっかり入ってしまったというケースにおいては、当然そういったことを考慮して運用していくことになろうかと思えます。

ですから行政処分の内容が厳罰化される、さらにそれが一斉更新のほうに反映されるという、重ければ重くなるほど、行政処分をやる際には慎重でなければなりませんし、またその時々への対応。うっかり入ってしまった、それにやむを得ない事情があったということは、しっかり見ていく運用をしていかなければならないと思っております。

そういったことを総合的に御理解いただき、また経営体の実情をよく考えながら、当然今後、行政処分を運用していくことを御理解いただきたいと思えます。

三鬼委員 今この問題は内規じゃありません、省令ですから、私たちも非常に重く受けとめておるわけですから。

坂井企画課長 ちょっと補足をさせていただきます。もちろん、この省令で定めるといふことで透明性を高める観点から、手続上明確にするということですが、従来、長官通知で定めておったものも効力は変わりませんので、あくまでも点数制に基づいて取り消しなどの処分を決めていくということで、効果が変わるわけではございません。より透明性を高めるという観点から、今回省令にするということが1点。

それから漁政部長の説明があった点で、1つだけ具体的に補足をさせていただきますと、今回の改正で、これは例示的でございますが、具体的に取り消しになりますのは、禁固以上の実刑判決を2回受けた場合は、漁業法を遵守する精神に欠けているということで、許可が取り消しになります。

この場合例えば、これはあくまでも例示的な話ですが、3隻で船団を組んでおって、何らかの無許可操業を行った場合、禁固以上の実刑判決を受けた場合、3隻あるからといって3回になるわけではございません。これは漁業者に着目しますので、その漁業者の方が3隻コントロールしていれば1つの罪でございますので、それで刑務所に入った場合には禁固以上の実刑1回となります。

ですから、もう1回そういったことをやった場合、2回やった場合には許可が取り消さ

れるということですので、そこは漁船の数が多いから、直ちに何倍になるかということではございません。もちろん、違った地域で違ったときに違反をすれば、それが1回ずつで2回になりますけれども、今、委員御指摘のように、何隻かで一緒に行った場合、それは1つの違反であれば1つの罪になります。そういった点で、船が多いからといって、必ずしも船の数の倍になるという運用ではございません。

また、禁固以上の実刑判決を受けた場合、さすがに2回を受けた場合には適格性がない、漁業法の遵守精神がないとみなすことが公平性の観点からも妥当だと思いますので、そういった点でバランスを見ながら、今回の省令案を作成しているという点をぜひ、御理解いただければと思います。

また、会合の一斉更新の小委員会等の場において、この漁業秩序の適正化を強化すべしという強い意見もございましたので、そういった点も踏まえた改正案でございます。

山下分科会長 よろしゅうございますでしょうか。

これは諮問事項でございますので、これを承認するかどうかということになります。今説明があったように、新しいことで、こういう場合はどうなるんだということがなかなかわかりにくいかと思っておりますので、私からのお願いですけれども、公式の小委員会を開催するのは期日が迫って難しいかと思っておりますが、説明会をもし要望されたら、水産庁さんのほうでも具体的にこういう意図であると、こういう場合はこうなるという話をする場を設けていただけないかと思っております。そのときには三鬼委員だけではなく、御関心のある皆さん、委員以外の方もお入りいただいてざっくばらんに、こういうときはどうなるんだということをお願いいただければいいのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

三鬼委員 ぜひ、お願いいたします。

山下分科会長 それでは、そのようなお願いをした上ででございますけれども、諮問126号について、原案どおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

---

諮問第127号 総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準について

山下分科会長 次は、諮問第127号「総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基

準について」ということで、説明をお願いいたします。

坂井企画課長 それでは引き続き、説明をさせていただきます。諮問第 127 号でございます。

19水漁第1037号

平成19年7月2日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 赤城 徳彦

総トン数 20 トン以上の漁船に係る漁船の設備基準について（諮問第 127 号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第 6 条の規定に基づく総トン数 20 トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 57 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

まず私のほうから、労働居住環境向上のための漁船設備の改善措置につきまして説明をさせていただきます。具体的内容につきましては、研究指導課長から説明をさせていただきたいと思います。

資料 3 - 1 をごらんいただきたいと思います。御案内のように、労働環境、居住環境の改善を積極的に推進することの重要性は共通見解だと思います。水産基本法あるいは水産基本計画におきましても、そういった点が定められているところでございます。また先般、ILO の総会におきまして、漁業労働統合条約が採択をされました。

こういった新たな動きもある中で、我が国漁業の競争力の強化の観点、あるいは必要な人材の確保といった観点から、漁船の労働居住環境の向上が非常に重要な事項となっているわけでございます。

これを契機といたしまして、今回の一斉更新に際しまして、ILO で採択された漁業労働統合条約の水準を目指した改正を行うこととしております。

次に 2 ページをめくっていただきまして、この改正でございますが、今申し上げましたように、ILO 基準を満たすように、現行設備基準を改正するというので、特に天井の高さ等の規定につきましては、200 トン以上の船を対象として適用することにしておりません。



またこの際、設備基準を適用するために必要な漁船の大型化につきましても、所要の仕組みを設けることとしております。

従来、設備基準の改善に伴う大型化につきましては、一律に増加トン数を認める方式を採用したときがございました。今回はより厳密、かつ科学的な措置として、個別漁船ごとに新たな設備基準の達成に必要な増加トン数を算定いたしまして、漁獲努力量が増加しないといったことを条件に、必要最小限の増加トン数を認めるといった形に変更をしたいと思います。

具体的には、水産庁内に労働居住環境向上のための漁船設備改善設計審査委員会を設置しまして、審査を行うこととしております。

また、この仕組みにおきまして大型化された分、増加されたトン数につきましては従来の大型化と同様、補充トン数として使用することを認めないといった、従来の許可方針との整合性を保つ措置を講ずることとしております。

次に、3ページでございます。このような手続でございますけれども、この設備基準の審査を経まして、その後事後的な検査も行いまして、万が一大型化を行った上、新造なり改造を行った上で本件の違反行為が明らかになった場合には、指定漁業の許可等の適格条件違反として許可が取り消されることとなります。

3番目に具体的な手続でございますが、先ほどお話ししましたように、審査委員会を設けて、具体的には3の(1)の「イ」にございますように、水産庁のほか関係者、学識経験者の方に入っていただきまして、審査を行うことにいたします。

また、具体的な審査対象としましては、総トン数20トン以上の指定漁業従事船舶を新たに建造する場合。また既建造船でございまして、新たな設備基準を採用するために改造を行う場合を対象といたします。

次に4ページでございますが、具体的な審査につきましては新たな設備基準を満たすこと、また漁獲能力が増大しないこと、その他不必要な増トンを行わないことといった点について慎重な審査を行いまして、所要の増トンを認めるといった形をとることとしております。

また、4番の任意基準の設定でございますが、200トン未満の船の場合でございまして、自主的に200トン以上の船に適用される基準を満たす場合、そういった改造なり新造を行う場合につきましては、この場合も同様の手法によりまして増トンを認める、必要な増トン数を算定するといったことにしたいと思います。

以上、概略、今回の一斉更新に際しまして、漁船設備の基準の改正及びこれに伴いまして、居住環境、労働環境向上のための増トンを認める仕組みについて説明をさせていただきました。

6 ページに、この仕組みの審査のプロセスの概略が出ておりますので、御参照いただければと思います。

私の説明は以上でございます。

長尾研究指導課長 研究指導課長です。引き続きまして、漁船の設備基準の主な改正内容について御説明申し上げます。

まず、資料3 - 2をごらんいただきたいと思います。これが漁船設備基準検討作業部会の審議の経過でございます。一斉更新小委員会の決定によりまして作業部会が設置されまして、3回にわたり検討を行いました。

3月2日の第3回一斉更新小委員会におきまして、設備基準案を報告いたしました。その後3月8日の資源管理分科会において、一斉更新処理方針を御了解いただいたところでございます。

資料3 - 3が、今回お諮りしている設備基準の改正のポイントでございます。資料3 - 3は表裏になっております。

この基本的な考えにつきましては、ただいま企画課長から説明を申し上げたとおり、ILOで採択された漁業労働統合条約の水準を目指した改正を行うものであります。具体的には現行設備基準のうち、総トン数 500 トン以上の船舶に適用するとしているものについて、適用の水準を 200 トン以上に引き下げ、その上で新旧対照表にお示ししているように、ILOの基準数値を引用することとしております。

なお4 . でございますが、調理室、操舵室の面積については特に規制せず、設計の自由度を与えても実態上問題ないということから、数値基準を廃止しようとするものでございます。

若干補足しますと、小委員会で具体的な数値も示して、作業部会において内容を検討いただきました。その後ILOの検討も踏まえまして、ベッドの幅や便所の数について、いろいろ御議論もございましたが、より受け入れられやすいような形でILOの条約に盛り込まれたということで、その点は御検討いただいた内容から、より受け入れられやすい方向での改正がありました。それ以外については御検討いただいたとおりの内容でございます。私からの説明は以上でございます。

山下分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

きょうは特別委員の近藤委員はお休みでございます。一番関係が深いかなと思ったんですが、ほかにはどなたかいかがでしょうか。

ございませんでしょうか。

それでは、諮問 127 号については原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 では、そのように決定いたします。

---

諮問第 128 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

山下分科会長 次に、諮問第 128 号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について」、説明をお願いいたします。

香川管理課長 管理課長でございます。諮問第 128 号について御説明をいたします。まず、諮問につきまして朗読させていただきます。資料 4 でございます。

19水管第 640 号  
平成 19 年 7 月 2 日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 赤城 徳彦

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第 128 号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 18 年 11 月 10 日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

本諮問につきましては、2点ございます。まず1点目は、平成19年のさんまの漁獲可能量、TACの改定と、それに伴う知事管理漁業分の追加配分でございます。

2点目は、まいわしのTACの改定と、それに伴う大臣管理漁業のTACの追加配分でございます。基本計画の記載内容としましては、資料4の別紙でございますが、具体的な説明は一番最後の資料4-1という配分総括表がついておりますが、これに基づいて御説明をいたします。

まず、さんまのTACでございます。現在設定されているさんまのTACは、昨年時点の資源評価を基礎としつつ、水研センターによる社会経済的観点の分析結果を参考に、昨年11月に設定したものでございます。

さんまにつきましては、資源は高位横ばいの状況であり、ABC生物学的許容量の範囲内で水研センターの調査分析結果を参考に、費用と価格形成の関係等から18年漁期同様、28万6000トンのTACを設定しております。

さんま棒受け網漁業につきましては、2年連続して水揚げ金額が不振となっている中で、昨年は11月中旬の段階でTACが満限に達する状況となり、資源状況に余裕があるにもかかわらず、業界が希望する11月末までの操業継続ができない状況となりました。

御承知のとおり、TAC法第3条7項におきまして、農林水産大臣は特定海洋生物資源ごとの動向、特定海洋生物資源に係る漁業経営、その他の事情を勘案して基本計画に検討を加え、必要と認めるときはこれを変更しなければならないとしております。

水産庁といたしましては、19年のTACにつきましては、18年と同水準に設定したものの、昨年漁期終了後改めて現地において漁業者を始め、加工流通業者等から聞き取り調査を実施いたしました。その結果を踏まえて、TACの増枠を行いたいと考えております。

この増枠につきましては、さんま棒受け網業界における11月末までの操業の確保、11月に漁場が形成される常磐～房総沖近隣の加工流通業界からのニーズ等を踏まえて、業界が検討した結果と、水産庁が行いました産地、消費地における聞き取り調査結果を総合的に勘案して、3万トンの増枠をしたいと考えております。

3万トンにつきましては、資料4 - 1の左側でございますように、現行の28万6000トンから31万6000トンにするものでございます。

この増枠分3万トンの配分につきましては、過去3カ年の漁獲割合をもとにした大臣管理漁業と知事管理漁業の漁獲実績の割合で配分することとし、知事管理漁業に対する追加の配分は5000トンとなります。

内訳は次の表にございますが、都道府県に対する配分がございます。一番左がさんまのTACでございます。ここで北海道を見ていただきたいのですが、北海道は3万2000トンから4万1000トンになっております。9000トンふえておりますが、そのうち5000トンは後ほど御説明をする、オホーツク海で操業するものについての、大臣管理分から知事管理分への振り分けでございます。残りの4000トンが、今回の3万トンの中で配分される北海道分でございます。

5000トンの北海道への追加配分4000トンの残り1000トンにつきましては、その他若干配分量として北海道以外の県に増枠をしております。

なお、大臣管理漁業分につきましては2万5000トンの増枠となりますが、この数量につきましては現時点で留保枠とし、漁場の形成状況や採捕の動向を見ながら、漁期後半において必要が生じた時点で解除し、大臣管理漁業に追加配分をしたいと考えております。

さんまにつきまして、先ほど申し上げましたオホーツク海で操業する分でございますが、オホーツク海で操業する大臣管理船につきましては、知事許可漁業で操業することになりますが、漁場が形成された際に知事TAC配分のもとで円滑な操業が可能となるように、大臣と知事の間で許可体系とTAC枠との関係を改めて整理した結果、大臣管理分の21万3000トンのうち5000トンを、知事許可分に振り替えることとしております。これによりまして、先ほど申し上げましたように北海道には9000トンの追加ということになります。

なお、大臣管理分につきましては、5000トンを知事管理分に配分しておりますので、資料4の1枚目に戻っていただきますと、大臣管理分の北太平洋さんま漁業が、現時点では21万3000トンから20万8000トンで5000トン減となっておりますが、留保分が2万5000トン残っているということでございます。

次に、表4 - 1の中段にまいわしがございます。まいわしにつきましても、昨年時点の資源評価をもとにして、昨年11月にTACを設定したものでございます。3万5000トンのTACのうち、大臣管理漁業の大中型まき網漁業分として、前回5月の資源管理分科

会におきまして漁場の形成状況が良好であるということで、留保分の全量 5000 トンを追加配分し、2万 5000 トンとなっております。

前日も御説明をいたしました但、本年のまいわしの漁獲は近年になく高水準で推移しております。4月末の漁獲量は、大臣管理分は2万 5000 トンのT A Cに対し、約1万 5000 トンと高い水準になっております。

前年同期の漁獲が約 1600 トンでございましたので、ことしは約 10 倍。また、知事管理分につきましても、約 1.6 倍の漁獲量となっております。

また、過去3年分と比較をしますと、大臣管理漁業及び知事管理漁業全体で見た場合に、昨年6～8月には過去3年平均の2倍、年明けの1～3月には7倍の漁獲量があり、本年6月以降もコンスタントに漁獲が伸びておりますので、非常に近年にない漁獲状況ではないかと考えております。

先ほど申し上げましたように、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画におきましては、漁海況の見通しが大幅に改善されることが見込まれる場合には速やかに資源を再評価し、漁獲可能量の改定を行うこととなっております。

さらにまいわしにつきましては、海洋環境条件により、資源状態が急激に増減するという生物学的な特性を踏まえ、漁業経営に悪影響を及ぼさないように、制度の運用を行うこととなっております。

まいわしにつきましては、昨年秋に行った資源評価以降、本年4月に昨年分の漁獲を反映した資源評価を行いました。その結果、当初の評価時点での資源推定より、2005年級群を中心に資源量が多いこと、2007年には資源量が下がるというふうに予想されておりましたが、2006年と同水準であることが推定されました。

さらに、近年1～3月には漁獲はほとんど見られませんでした但、先ほど申し上げましたように、本年は1～3月に多くの漁獲が見られました。したがって、本年1～3月の漁獲を反映した資源評価の試算を、本年6月に再度行ったところでございます。

その結果、暫定的な結果としてA B Cが4.1万トンというふうに算出をされております。管理する側といたしましては、これを最新のデータを反映した資源学的情報と判断し、漁場形成の変動幅や燃油の高騰等で依然厳しい漁業経営の状況を踏まえて、T A Cを6万トンに設定するものでございます。

なお本年の状況として、都道府県全体で前年比1.6倍、特に神奈川県が5.8倍、静岡県が8.8倍、愛媛県が10倍、鹿児島県が92倍等と漁獲が増加しております。

いずれにいたしましても、今後とも漁獲の動向や漁場形成の変化を踏まえて、適切な時期での資源の再評価や、T A Cの期中改定を含めた適切な資源管理を行うことが重要と考えております。

以上、さんま及びまいわしについて御審議いただきたいので、よろしく願いいたします。

山下分科会長　さんまとまいわしのT A Cについて、これを増加することについての背景を説明していただきました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などございませんでしょうか。

宮原委員。

宮原委員　まいわしの話ですけど、今の香川課長さんの御説明の中に、T A Cの期中見直しの改定もあり得るというお話でございましたが、3万5000トンから6万トンに約2倍上げると。まだ、この辺は卓越年級群と言えるような数字じゃないだろうと思うんですが、そういう可能性はあるんでしょうか。その辺、資源状況をもう少し教えていただければと思います。

小田巻漁場資源課長　漁場資源課長でございます。

今回のまいわしの改定につきましては、先ほど管理課長から資源状況を説明しましたように、1 - 3月にまいわしが1万トン以上とれているという話がありました。去年の時点で資源評価したのは、2005年までの調査データを使って2007年のABC。今年になって12月までデータがありましたので、2006年までのデータを使って2007年の再評価を行って、さらに1 - 3月のデータがありますので、それを使って考慮したABCの算定、資源量の推定をしたところでございます。

2005年級群は今御指摘のように、卓越年級に近い、非常に資源量が多い。2006年級はそれほどではない。逆に、去年の卵稚仔量については非常に少なかったということでございますけども、2005年級群が非常に卓越年級群に近く、非常に加入がよかったという状況でございまして、先ほど御説明しましたように暫定的な結果であります。1 - 3月の漁獲を反映したようなABCを算定したところ、4万1000トンと計算されたということでございます。

2005年級群がかなり有望なものですから、2007年の今年の産卵もかなり期待でき、現在5月に水産総合研究センターで行った卵稚仔の調査結果を分析したところ、去年に比べてかなり有望な結果が得られているということで、先ほど御説明しましたように、今年は

昨年に比べれば資源量としてもそこそこ、同じ程度のものは見込めるということで、先ほどのような説明となっております。

山下分科会長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは諮問第 128 号については、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

---

(報告事項)

#### 第 1 種特定海洋性物資源の採捕数量について

山下分科会長 次に、報告事項が 2 点ございます。

第 1 点目、「第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について」、報告をお願いいたします。

香川管理課長 資料 5、第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量でございます。ここに記載されておりますように、それぞれの魚種につきまして、かぎかっこにありますような管理期間ごとに漁獲の統計をまとめたものでございます。

ほとんどの魚種は 19 年 1 月から 12 月ということで途中経過になっておりますが、このうちすけとうだらにつきましては 18 年 4 月から 19 年 3 月と 4 - 3 月で管理を行っておりますので、この期間の採捕数量が確定いたしましたので御報告をさせていただきます。

資料 5 の 1 ページでございますが、一番上の漁獲可能量と書いてあるところが T A C でございます、その右側に採捕数量、それから消化率となっております。

すけとうだらは上から 2 番目でございますが、T A C 全体 24 万 7000 トンに対しまして、採捕実績が 18 万 5000 トンということで、消化率は 75 % となっております。

2 ページは、全体の大管管理分と知事管理分の実績でございます。

3 ページの別表 2 は、都道府県におけます海域別の T A C と実績ということで、すけとうだらの確定した数字がここに載っているわけでございます。

簡単でございますが、採捕数量の報告は以上でございます。

山下分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などございませんでしょうか。



この中では資料5、すけとうだらだけが漁期が終わって確定した数値が出ているということでございますけれども、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

---

#### 第5種共同漁業権に基づく漁場管理について

山下分科会長 それでは、もう1つの報告事項でございます。

「第5種共同漁業権に基づく漁場管理について」ということで、報告をお願いいたします。

宮原沿岸沖合課長 御報告申し上げます。参考資料6でございます。

前回、それから前の資源管理分科会の際にも来田委員から、特に釣り人の方々も漁場環境の改善について応分の負担を払いたいという、大変貴重な意見をいただきまして、そのために何か制度上の変更が必要なんじゃないかとか、あるいはそういうことが必要であるとすれば、それをやったらどうかという御意見をいただいたところでございます。

算定基準の中に書きましたとおり、釣り人に納めていただく第5種共同漁業権に基づく遊漁料の中には、漁場の保護費も入っておりますし、それを管理するための人件費等も間接経費として含まれることになっておりますので、委員が御指摘いただいたとおり、制度上はこういったものが、釣り人の方にお支払いを求めることができることになっております。

ただし今回、来田委員にいただいた大変貴重な御意見は、釣り人のほうも、むしろ積極的にこういった内水面の漁場の改善に取り組むといった意欲については、大変我々としてもありがたいところでございますし、今後、当課の遊漁海面利用室を中心にいたしまして、御相談に乗ってまいりたいと考えておる次第でございます。

以上です。

山下分科会長 ただいまの件について、来田委員、お願いします。

来田委員 どうもありがとうございます。この前から提案させていただきました趣旨というのは、主として河川域あるいは湖沼域の水質の問題、あるいは水産資源の増殖というか、生息環境に関するさまざまな条件が、こういうふうな内水面の釣りが、現在のような

形になりましてから随分と変わっておりますので、やはり源流域の環境、特にごみの問題ですとか、あるいは放流した稚魚の質の問題ですとか、そういうふうなさまざまな気になることがありましたもので、この前御提案をさせていただいたわけでございます。

いずれにしてもこれからの方向として、やはり釣り人も積極的に水産資源の生息環境の保持と改善に努力をしていかなければならないし、また稚魚放流に当たっても、釣り人が善意で放流しておる稚魚もありますし、あるいは各漁業協同組合さんで放流しておられる稚魚、その他もいろいろとチェックしなければならないことが多数あると思うんです。

地方自治体の方々にもそういう現状を御理解いただいて、漁業組合さんと釣り人とが話し合いをできるようなシステムというか機会というか、そういうふうなものをこれから、できましたらおつくりいただいて、そして稚魚放流やらその他の問題について、意見交換ができるようなチャンスを与えていただけたらと思います。

また、各地の漁業組合さんの中では、環境保全に非常に積極的に取り組んでおられる組合さんもありまして、こういう場所では釣り人との間はなかなか円満にうまくいっているように感じておりますので、そういうモデルケースなども御検討いただいて、全国的にそういう話し合いを進められるような雰囲気、ひとつよろしく御指導をいただけたらと思っております。

山下分科会長 わかりました。何かお答えはありますか。  
よろしいですか。

この件に関しまして、ほかに御意見、あるいは御質問などございませんでしょうか。  
よろしゅうございますか。

#### (そ の 他)

山下分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については終了いたしましたけれども、この機会に本日の議題にかかわらず何でも結構ですので、御発言を賜りたいと思います。

福島委員。

福島委員 これは水産庁に対する要望でございます。と申しますのは、先ほど三鬼委員から冒頭御発言がございましたけれども、会議が始まる冒頭、三鬼委員と私と若干この辺について話を、私も一斉更新対策委員の一人として出席させていただいたんですが、

さっき櫻本委員がおっしゃったように、現実とすれば厳格にしますよということで、その中身はわからなかったんですね。

わからなかったんですが、きょうの話を一応一通り伺ってわかりました。わかりましたけれども、今度この委員のメンバーが変わるそうですが、もう少し具体的に内容をかみ砕いて説明していただければよろしいのではないかなと思います。

私も現実には点数制があることは知っていました。長官通達であるとか省令であるとか、そんなややこしいことは私は知らないんです、正直なところ。知っている方もいるかもしれませんが。

そういう意味では、しゃべるほうは自分で理解しているからわかったつもりでおっしゃっているのかもしれませんが、今後そういうことをかみ砕いて、メンバー変わるそうですから、お知らせいただければよろしいのではないかなということを要望いたしたいと思います。よろしくをお願いします。

山下分科会長 大事な要望だと思います。ついつい説明するほうは、同じことをあちこちで何度も説明するので、もう皆さん御承知だろうというふうになってしまうわけです。しかし、そうでない場合もあるということで、よろしく願いいたします。

ほかに。

〔「審議会を開く予定は」の声あり〕

竹谷漁政部長 今、福島委員から御指摘の点につきましては、十分今後留意して説明するように、それぞれの担当に周知徹底していきたいと思っておりますし、よく心がけたいと思っております。

また、三鬼委員から御指摘の点を踏まえて、先ほど資源管理分科会の会長からも御指摘をいただきましたし、確かに説明会は非常に重要でございます。また、実際に厳格化といいましても、相当厳格に運用するわけでございますし、また相当厳罰に処せられたケースにおいて点数が上がって行って、行政処分が出ない、あるいは取り消されるという形になるわけですので、その実際の運用のあり方につきまして、きちっと説明する機会を設けたいと思っております。

これは三鬼委員の関係する遠洋かつお・まぐろだけじゃなくて、ほかの業界にもかかわりますので、どういった方法でやったらいいのか至急検討いたしまして、近いうちに開きたいと思っております。よろしく願いいたします。

山下分科会長 ほかにございますか。

櫻本委員。

櫻本委員 数日前に新聞で読んだんですが、漁獲物の水揚げ統計を各水揚げ地で調査をしているそうですが、その魚種数というんでしょうか、調査項目というんでしょうか、それがかなり減るということが記載されていたんですが、それについて御質問します。

財政的な理由で項目を減らすんだということが書いてありましたけれども、統計データは非常に重要ですので、財政状況がいいときにはとるけども、悪いときにはとらないということでは一貫性がなくて非常に困ると思いますので、その点について御意見をお伺いしたいんですが。

坂井企画課長 現在まだ検討中ですが、水産庁だけじゃなくて、国の統計のあり方の見直しがされておりまして、幅広く言えば行政改革なり、そういった政府の簡素化の流れの中でございますので、基本的な方向は縮小でございます。

私ども、先生と同じような視点を持っておりまして、統計はできる限りあったほうがいいという面もあるんですが、これは政府全体、どうやって簡素化していくかという中で、ぎりぎりの検討を行っているわけですので、私どもとしてはできる限り必要なものを残すということで、農林水産省の中でも議論しておるところですが、基本的には減っていくということが国全体の方針でございます。

そういった中で、できる限り必要性の高いものを残していくと。そういった形で、できる限りの対応をさせていただきたいと思います。

また、直接の担当は農林水産省の統計部でやっておりますので、必要な情報は適宜また提供させていただきたいと思います。

以上でございます。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

統計のようなものは不可逆的というか、一度やめてしまうとそこは捕捉できなくなってしまうので、慎重にお願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、事務局からは何かございますか。

香川管理課長 資源管理分科会につきましては、6日で現在の水産政策審議会の委員の皆さんの任期がまいります。このため、次回は新たな委員の皆様で分科会長の選任について等を議題に、8月上旬ごろに開催をしたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、2年間活発に御審議をいただき、大変ありがとうございました。この場をおかりして御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

以上でございます。

山下分科会長 それでは以上をもちまして、水産政策審議会の資源管理分科会を終わらせていただきます。

本日のお礼と、それから2年間のお礼、重ねて御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

閉 会

---

答 申 書

19水審第13号  
平成19年7月2日

農林水産大臣  
赤城 徳彦 殿

水産政策審議会  
会長 小野征一郎

平成19年7月2日に開催された水産政策審議会第32回資源管理分科会において審議

の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

## 記

諮問第 1 2 6 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第 1 2 7 号 総トン数 2 0 トン以上の漁船に係る漁船の設備基準について

諮問第 1 2 8 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について